

事 務 連 絡

平成20年 7 月 18日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国産レモンの取扱いについて

標記については、平成19年6月5日付け事務連絡にて連絡し、PARAMOUNT CITRUS PACKING CO. (又は EMBALLE PAR PARAMOUNT CITRUS) において包装され、輸出された米国産レモンについて輸入届出がなされた場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以降、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導することとしているところです。

今般、米国政府より、同社における改善措置等が報告されたことから、同社における輸出前検査及び我が国における輸入時検査の実績を踏まえ、今後は通常の検査体制とするので、御了知の上、対応方お願いします。